平成２１年（フ）第３３５６号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目１番５号　葉山荘102
債務者　石澤　香織
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４３号
静岡県静岡市駿河区鎌田430番地の５　コーポプリメラ109号
債務者　川村真由美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５５号
静岡市駿河区八幡２丁目15番１号　ルミネ八幡３Ｆ
債務者　福井　秀樹
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７０号
静岡県焼津市柳新屋603番地の１　柳新屋団地203号
債務者　石井　良和
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後３時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２６号
東京都立川市幸町１丁目30番地の28園部マンション105号
債務者　高橋　雅子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２４１号
静岡県富士宮市外神2199番地の１　県営富士宮団地Ｅ棟302号、前住所静岡県富士宮市宮原419番地の20、前々住所静岡県富士宮市万野原新田3996番地の６　コーポ大富士Ｃ202
債務者　藤岡　紀江
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第６９５号
愛知県岡崎市竜美旭町７番地27　ハイツマルコＡ―202
債務者　兼澤　智彦
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
愛知県岡崎市末広町９番地７　ピュアライフ末広402
債務者　中村　竜典
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
愛知県豊橋市三本木町字元三本木50番地の４
債務者　平尾　　清
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６６７号
静岡市葵区竜南１丁目11番27―409号、旧住所静岡県焼津市本町４丁目９番14号
債務者　村松千賀子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２４号
静岡市駿河区丸子3535番地の２
債務者　田中めぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３６号
愛知県安城市三河安城東町２丁目11番地４　パレス三宝206
債務者　上梶　雄輝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８５４号
愛知県刈谷市東境町焼田43番地２　コーポ秀光201号
債務者　石川　貴史（旧姓幸野）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５０号
静岡市清水区石川新町６番15号　市営高部団地３―316
債務者　小山　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部